

防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成29年9月12日(火) 10:04~11:17

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

小林 照代 委員長
猪奥 美里 副委員長
川田 裕 委員
井岡 正徳 委員
奥山 博康 委員
粒谷 友示 委員
小泉 米造 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 危機管理監

山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○小林委員長 それでは、ただいまから防災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の欠席はありません。

本日、当委員会に対して1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室をしていただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは案件に入ります。

9月定例県議会提出予定議案のうち、当委員会に関連する議案は、お手元に配付しております各特別委員会に関連する提出予定議案のとおりです。

なお、議案の説明につきましては、9月8日の議案説明会で行われましたために、省略いたします。

それでは、提出予定議案、またはその他の事項を含めて、質問があればご発言願います。

○川田委員 数点あるのですが、まず1点目に、前回の代表質問にて葛城市寺口の件で、違法公共工事の疑義があるという質問をさせていただいたのですが、それにつきまして、国土交通省からの交付金を使用しておられたのですが、それに関連する資料を、当時の答弁等も含めて請求させていただいていたのですけれども、もう3カ月近く、全く情報の提供がなされない。もう少し待つてほしいということですけれども、議会の審議に必要な情報提供を求めているにもかかわらず、どうして提供がないのかについてお聞きします。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

川田委員から指摘がございました件は、6月議会で答弁させていただき、7月の下旬にも、川田委員から資料の提供依頼もあったところでございます。交付金の申請資料や、国土交通省との打ち合わせの資料について求められているところでございます。時間がかかっているという指摘をいただいておりますが、現在、交付金の申請等に関する資料等、また、国土交通省とのやりとりについての資料の確認等を行っているところでございます。資料の確認、資料提供に関しましては、その内容等から今までいろいろと川田委員ともやりとりをさせていただく中で、開示請求をしていただくこともあったかと思えます。今回のものについても、いろいろと川田委員のところをお伺いさせていただく中でも、早急にそういうものも使って対応していきたいとお聞かせいただいていることもございますので、その目的にかなうように、早急にまた私どもから説明に上がりたいと思っております。もう少しだけ時間をいただければと思っております。

○川田委員 開示請求は15日以内に提出されることになっているのです。去年は、砂防・災害対策課に関しましては、資料が多いという理由だったと思うのですが、結局、開示請求をしてから約半年ぐらいの時間を要して、次の議会には間に合わなかったという経緯があります。

今回も、もうその旨は何度も委員会等を通じて言っているわけでありましたが、何のために資料請求をしているかといいますと、議員は多くの表決の行為を行わなければいけない。これは代議制民主主義に基づいて当たり前の、また、議員に課せられた最大の任務です。その意思決定過程において、判断をする材料としてやるわけであって、今回のこの委員会

を含めて、本会議もそうですが、地方自治法第121条には、説明のために出席要請があれば、出席をして答弁を行うとなっていて、今の質問に対して答弁するのは法的行為なのです。だから、その法的行為で、本来その場で回答しなければならないことができていないことによって、資料請求等も行っているわけでありまして、その資料に対して2カ月、3カ月もかかる。開示請求は15日ですけれども、開示請求をしなければならない資料があるのであれば、そのときに言うのであれば、もう既に出ているはずではないですか。ぎりぎりになって、これは開示請求が必要だと言われても、またそこから日数を要するわけでしょう。だから、その辺は常識の範囲内としてお考えいただきたい。

全国に議会はたくさんあるわけですが、議会前になれば、資料請求を行う制度をとっているところもたくさんあります。この資料をいただきたい。なぜか。審議に必要だから要るわけです。まして、大金のかかるものもたくさんあるわけですから、審議もせずに表決する議員は世の中にいないと思いますので、そこはしっかりといただきたい。県民のためにどのような審議を行って、どういう過程を経て、それで賛否を明らかにするというプロセスがありますから、その点については、重々山田県土マネジメント部長にもお願いしておきたいと思います。

それと、もう1点が、きのうもお越しいただきましたときにご教示いただいたのですが、奈良市の新斎苑の指定地が公表されています。これは奈良市のホームページからダウンロードできたのですが、小さいので見えにくいのですが、こういった場所に新斎苑が建設されるということです。ここで少し疑義がありますが、前回の委員会でも議論になりましたけれども、土砂災害防止法等に基づくイエローゾーンやレッドゾーンの指摘がこの場所はされていない。

きのうご教示いただきまして、家に帰って地図も見させていただいたのですが、その部分は指定されていないということです。しかし、社会的要件や基礎調査を行う要件が国土交通省からも示されています。きのうお聞かせいただいた中では、来年度まで基礎調査を行う場所の調査を行って、完成はあと2～3年かかるのだという答弁をいただいたのですが、新斎苑を建てると思ったら、これは公共施設になってきますから、もうその時点で、基礎的調査の対象箇所の抽出という項目にかかってくるのではないかと思うのです。都市計画もかかっていますから、実際に計画がスタートされる、ところがあとで基礎調査をしたら、そこは災害区域にかかっていたということになれば、今奈良市でも言われている答

弁の内容が大きく変わってくることもありますので、そのあたりにつきまして、1点お聞かせ願いたいと思います。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

県におきましては、まず、この前からの繰り返しになるかもしれませんが、土砂災害防止法というのは、危ない場所を明示して逃げてもらうというソフト的な法律でございまして、その中で、一番大きくとったものが、土砂災害警戒区域、イエローゾーンになります。それについては約1万1,000カ所ぐらいになりますが、一応、平成27年度時点でほぼ全箇所抽出を完了しております。今やっているのは、その中に出てくる土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと言われるより危険な場所がどこまでイエローゾーンの中に入ってくるかという調査を行っているというところでございまして、イエローゾーンにつきましては現在は終わっております。その場所については、県の土木事務所であったり、市町村の担当の窓口、または私どもの砂防・災害対策課のホームページで見ていただくことが可能でございまして、きのうお話しした中で、奈良市における新斎苑の計画地においては、全くかかっていないという話をさせていただきましたが、計画地全体を見れば、ほんの一部分ではございますが、地すべりのイエローゾーンがかかっていることが確認できております。ただ、その部分については、新斎苑の計画自体がどこにどんな建物を配置するでありますとか、道路はどうなるのかによって変わるものだと思っております。その配置計画について、奈良市から砂防・災害対策課としては詳細を聞いておりません。そういう状況におきましては、計画の安全性がどうかについては、正確なコメントはできない状況だと思っております。以上です。

○川田委員 ほんの少しかかっているという回答ですけれども、社会的条件等々を加味して、都市計画もかかっているわけですから、イエローゾーンの調査は終わったと言っていますけれども、現実、その当時はなかったかもしれませんが、今はもう都市計画の設定もされて、計画も発表されているわけですので、この時点というのは、基礎調査をやらなければいけない地点になったのではないですか。

だから、基礎調査をやった時点で、どの部分がかかっているのかもわからない。僕も専門家ではありませんので間違っていたら申しわけないのですが、地形等の各条件等々をいろいろ見て、国土地理院の地図も見させていただきましたけれども、かなりの確率でかかっているのではないかという感じがするのです。あくまでも感じなので、断定的ではございませんが、それについて基礎調査というのは、当然、こういう大きな公共施設ができる

ということですから、まずそれはやっていかなければいけない。ただし、今県土マネジメント部次長がおっしゃいましたように、奈良市からの情報提供がなければ、わからないわけで、その辺の連携がなければ、新斎苑の建設自体も、また場所を変更してしまわなければいけない事態もないとは言えない状況の中で、基礎調査をやっていかなければいけない土地に、条件的に入ってしまったのではないですか、現状では。その点、お願いします。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

先ほど言いましたイエローゾーンのチェックをかけることに関しましては、そこに現在、家屋が建っているかどうか、もしくは、将来そこに人家が建つ可能性があるかどうか、どちらかという扇状地でありますとか、ある程度緩やかな斜面なり、そういうところについて調査をかけることになろうかと思えます。

そういう中では、先ほど申し上げましたとおり、新斎苑の予定がどのようになるのか正確ではございませんが、そのような地形ではないことから、山の中、例えば木を切って、盛って、新たなものをつくるという状況であるのであれば、そういうところに関して、自分たちからイエローゾーンのチェックをかけることはしないのが実態でございますので、イエローゾーンのチェックをかけることに関しまして、新斎苑の予定がある場所について、今の地形の条件であれば、チェックをかける状況ではないと思っております。また、そこで切り盛りをかけて、いろいろやるということになれば、川田委員から指摘もありましたとおり、都市計画でありますとか、別途の法律によって制限なりチェックなりが入ってくるものだろうと考えております。それは担当課が違いますので正確ではございませんが、そのような状況だと思っております。

○川田委員 では、もう一度確認しますけれども、公共施設等も含めて、社会的条件があるにもかかわらず基礎調査はしないというのが奈良県の見解であるということですね。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

繰り返しになるかもしれませんが、地形的に将来家が建つ状況でないということであれば、その場所についてはチェックをかけないのが通常考えでございます。

○川田委員 国土交通省の説明では、都市計画で設定されたものも含まれていましたので、疑義が出ているわけです。工事も始まる、だけれども実はそこは災害地域範囲に含まれるということになれば、これはまた問題ではないですか。それでは今度はそれを防ぐために、全部の砂防施設を建設していくことは、はっきり言いまして無理ではないですか。物理的

に考えても困難であることから考えれば、建てた後でまたそれを防御するために、砂防施設を設置するのだという事態にもなりかねないということもなきにしもあらずであります。だから、ぜひともこれは社会施設の要件にかかっていますので、これは県の事務ですから、本来県はその辺がかかるのか、かからないのかというのは明確にしていく義務があると思いますので、基礎調査を至急行わなければ、奈良市も、後でだめだと言われても困る話であります。その点はいかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

今の段階では、そこをやっていないということは、平成25年か、もしかしたら平成24年ぐらいだったと思うのですけれども、そのときの調査の段階では、人家なりそういうものが建つような場所ではないということがあって、しておりません。本当に大丈夫かということでもありますので、地形等の確認はさせていただきますが、それによって本当にやらなければいけないかどうかに関しては、この場では答えは保留させていただきたいと思いますが、基本的には多分そういうことにはならないのではないかと考えております。

○川田委員 当然、地形等の検査等は必要だと思いますので、それによって判断も出てくるものだと思います。そういった背景があるということをご認識の上、これにつきましては、またご回答いただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

もう1点、9月の初旬に防災の日がありまして、去年、おととしも含めまして、啓発活動なども大々的にしておられました。職員も一生懸命、啓発のポスター貼りに行かれたりしておられました。

それも市町村から負担金を求めて、そういった経費にも充てられていたというのが、こちらの調査でわかっておるのですけれども、砂防・災害対策課は県警の上に庁舎がありますが、先日、この地下に何があるのかと見に行ってきたのですけれども、驚きましたのが、きょうパネルをつくってきたのですが、小林委員長、パネルを使ってよろしいですか。

○小林委員長 はい。

○川田委員 地下の車がとまっているガレージですけれども、パネルをずっとここに隠してあるわけです。これは何かと思って裏向けたら、これは私が裏向けて写真を撮ったのですけれども、せっかく市町村の皆さんから集められたお金をもって作成したポスターです。そして、こういうパネルに貼ってやっているのです。これが全部で、五、六十枚はあったと思います。枚数までは数えていないのですが、これがこの地下に隠されていたと。その後調査しましたら、本来、これは貼っていかなければいけないものだったのに、それを全

然やってもいないと。そして、このせっかくつくったものが地下に寝かされているのだということが判明しまして、これは完全な職務怠慢だと思うのですが、この点について、初めてきょう言いましたので、事実関係の把握は当然まだ現時点ではなされていないと思いますが、去年からこういった活動が一切ぴたっととまっているのです。せっかく防災の日も決めて、それに向けて啓発をかけて、今県土マネジメント部次長からの話もございましたけれども、約1万何カ所といった指定もかなり努力をなされて、これからもやっていかなければいけない。そして、人の認識というものは、防災といったらものすごく大事ですから、行政が全てやってくれるものだということではありませんので、その辺の認識を広めるためにこれを行ったと我々は以前説明を受けていたのですが、実態はこうやって地下にせっかくつくったポスターを、隠蔽されていたと言ったら言葉は悪いかもしれませんが、隠されていると。平常は裏向きに置いてあるから白なのでわからないのですが、見たらこのポスターであったということです。これは市町村からもお金を集めてやっているということもありますからいただけないと思うのですが、いかがですか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

ポスターがどこにあるかというのは、全部把握しているところではございませんが、2つわかる範囲でご説明させていただきたいと思います。

一つは、多分それは、土砂災害防止月間か何か、6月1日から6月30日がそういう月間に当たるのですが、それに関しまして、市町村経由で小学生なり、中学生なりから絵画とか作文などを書いていただいて、物によっては事務次官とか大臣表彰などをいただいているものもあつたりします。それに関しまして、6月の月間だけではなくて、今はレッドゾーンという非常に危ない場所についての周知とか、その月間等も含めまして、いろいろな場所で周知をしていかなければいけない。例えばですが、ことしでいうと大和郡山市のイオンモールでありますとか、橿原市のイオンモールもそうです。またそれ以外にも、出展を認めていただけるような公共施設、なるべく人目につくようなところに、残念ながら1週間、2週間の単位ではございますが展示をさせていただいたり、町内会でありますとか、小学校の出前講座、またそれ以外にも、一般の人にいろいろ入ってもらってPRするような活動もしておるのですが、そういうときに用いてはおります。なので、毎年それが変わっていくものですから、もしかしたら前の年のものであつたりするかもしれませんが、もう一つは、ことしのものであれば、それは期間があきます。あくときに砂防・災害対策課の中に全部置けないこともあつて地下に置いて、反対にしているのは、車の出入りの関

係で絵が汚れないように白いほうを、後ろ側を向けて置いているのかと思っております、全く使っていないということはないと認識しているところでございます。

○川田委員 全部調べてわかっているのですけれど、今の県土マネジメント部次長がかばわれている気持ちがあるのかわからないのですが、これはずっと前から置いてあるのです。前から知っていたのですけれども、言う機会がなかなかなかったということもありまして、ずっとあるのです。使っていないのです。新聞記者も知っているのです。これは新聞記者から情報をもらって見に行ったので。そういった見方をしていたら何も行政はよくなりませんから、徹底して調査をやってください。経緯も調べてください。こちらは全部経緯を調べていますから、そこにまたそごがあるのであれば、それに対して証明もしていきたいと思えます。

税金を使ってつくっているもので、1年も使わずにほったらかしになっているわけです。これは事実です。

税金の無駄ではないですか。今加藤県土マネジメント部次長がおっしゃっていたように子どもが描いた絵です。子どもが一生懸命描いたのに、たくさんこうやって置かれているわけです。形だけで行政はやっているつもりではないとももちろん思いますが、子どもたちも協力して皆さんに啓発をすることは非常によい取り組みだと思っていたのですが、非常に残念なことがあったということで、県土マネジメント部長、もちろん、お知りになる立場ではなかったのですけれども、こういうことがあったということをお耳に入れさせていたいただきたいと思えます。

次は、防災の関係でお聞きしていきたいのですが、前回も理事者が来られまして、話もさせていただいていたのですが、まず、防災計画の全容というのは、まず強靱化、いわゆる被害をどれだけ少なくできるかということと、そして、被害が出てしまった後、どれだけ早く復興をしてもとの状態に戻すか、これが本質になってくると思うのです。これに対して、前回も聞きましたら、そういった危機状態に陥ったときに、どのような業務をストップして行政としてはやるのだという質問をされ、そういう計画もあるのだということだったのですが、それがどういう配置になっていくとか、72時間体制は当たり前のことですが、人の生命にかかわる問題ですから、それは総出で、みんなで取り組まれる。もちろん行政だけではなくて民間も入って、みんなで人の命を助ける行動は行わなければいけない。ここまではいいのですけれども、その後復興をしていくときに、かなりの重大な計画も要るし、そういった計画も具体的に立てている。神戸市に聞きましたら、区画整理地域

まで全部決められているという、これは一部ですけれども、こういった現状でありまして、そのときの想定から、何をどう取り組んでどうしていけば一番早く復興につながるのかという、何万種類というシミュレーションになってくると思うのですが、そういうものをきっちりと策定もされているということですね。

奈良県は以前、もう何年前か忘れましたが、平成20何年ぐらいに、多くの職員が集まって、そういった危機的な状態になったときにどういった問題が起こるのか、あれは多分KJ法でやっておられたと思うのですが、いろいろな意見を抽出しまして、かかわるものをどんどん分けていくという同定化もやっておられた記憶があるのですけれども、前回聞きましたら、それは何ですかという感じだったのです。せっかくそういった情報の同定化をやっておられるにもかかわらず、それが現在の防災計画にどのように係っているのかが疑問だったのです。これについて、まず1点目、お聞かせいただきたいと思います。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 残念ながら、そのKJ法の内容は把握していないわけですが、災害があるたびに防災計画が見直しされていますので、その一環で過去にしたと思いますが、結果は防災計画の中に組み込まれているものと思います。

○川田委員 それは入っているのか、入っていないのかどちらですか。思いますと言われなくても。

私は雑誌か何かで見たのです。奈良県の取り組みが大々的にいいほうで紹介されていたので。ここまで情報のシミュレーションをいろいろつくって、今は活動されているのだと思っていました。では、同定化をしていく意味は何なのか。それはやる意味がありますからね。危機管理の計画をつくっていくには、例えば誹謗中傷が出てくるとか、この地域は風評被害が出るとかいろいろな想定もあります。重要な防災計画を立てる上においては、初期段階の一番重要な行為事項です。その意味をおっしゃってください。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 防災計画は、応急対策とかそういうところから成っているわけですが、先ほど川田委員から話がありましたシミュレーションは大事だと思います。ただ、委員会でそれをするとか、委員にいろいろな意見をお伺いするとか、いろいろな方法があるかと思います。

○川田委員 何を答弁されたのか意味がわかりません。つくっていかなければいけないわけでしょう。委員の意見を聞くのも、その一つではないですか。それだけで、全てがきっちりしたものをつくっていけるのかということです。強靱化というのは、本来ここまで

出る被害のものをここまでにしてしまうわけです。横軸を時間としたら、復興にかかる期間、これだけであれば、強靱化の影響もあってそれが減るから、この三角形は小さくなるわけではないですか。積分でいったら、この面積が少なくなるから、人員活動も少なくなる、行政に係るコストも少なくなる、いろいろな要因が出てくるわけです。アメリカのカリフォルニアにハリケーンが来たときも、計画を全部見直しているわけです。次の台風には対応できているわけです。だから、その計画自体をきっちりをつくっていきましょうというのが、今回国でも言われている危機管理に対する対応です。国土強靱化もうたわれてきたというのは、そういう背景があるわけでしょう。その観点で聞いていますので、現状、奈良県ではどこまで具体的に進んでいるのかということをお示しいただきたいと思います。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 防災計画と別に強靱化計画もありますので、その強靱化につきましては、川田委員がお述べのようにいろいろな県土を強くするというので取り組むと。その取り組む際には、何年か前になりますけれども、いろいろな検討をして、その強靱化計画がつくられているものと思います。

○川田委員 強靱化も一つですが、ほかの危機災害対応もたくさんあるわけではないですか。先ほど県土マネジメント部次長にもお答えいただいていたように、そういった被害を発生させないというのも一つの危機管理です。それは全部セット物になって、県の取り組む事業となってくるのではないですか。これは担当が違うから関係ないのか。奈良県は総括してやっている担当はないのですか。ばらばらなのですか。非常に重要なところなので、もう一度お教えいただきたいのですけれども。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 県土マネジメント部が所管されています砂防の計画、河川や道路の計画につきましても、かなりの部分が強靱化の中に入っております。また、県土マネジメント部の危機対応の水防体制につきましても、災害対策本部なり、警戒本部を設置する前の段階で、並行して取り組んでいただいているところであります。

○川田委員 質問した事項に対して答えてください。

○中危機管理監 川田委員から、地域防災計画上も災害を予防するという考え方と、起こったときにどう対処するのかということについて、それぞれ計画を持って、それぞれに必要な措置を講じていくのが基本的な地域防災計画の柱であると今話がありました。危機事象に対してどう対処していくのか、それは辻知事公室次長が申し上げたように、例えば河川災害とか道路災害等があれば、それぞれの部局においてその対象の考え方でそれぞれの

計画をもって対処していく、それを総括していくのが防災計画の柱でもあり、また、県土強靱化に向けた国土強靱化の地方計画にもそれを反映させていただいているところでございます。具体的にその事象ごとに個別の内容がありますので、総括的に申し上げたら、そういう考え方で地域防災計画並びに県土強靱化に向けた取り組みを行わせていただいているところでございます。

○川田委員 非常にわかりやすい答弁でありありがとうございます。そのとおりだと思うのです。

まず、防災計画にこだわるからおかしくなるので、全体的にまとめれば危機管理対応ということです。それを行っていくためには、総括的なまとめ、アメリカでも9.11の事件以降、全てのリスクに対応できるプランを策定するというので、策定されました。あれは大きな観点になりますけれども、いろいろな分野、例えば鳥インフルエンザがこの土地に出るかもしれない。リスク要因を考えていけばたくさんあるわけです。それに対して、どのように対応するかという計画をつくっていくというのを、各都道府県でもやっていて、特に神戸市は、すごいものをつくっておられます。そういったものをつくっていく観点が必要なので、できましたら、この委員会は、まだ始まって間がないですけれども、最終的な目標としては、そのような奈良県の総合的な危機管理対応マニュアル、そういうシステムを構築して、お示しいただくことが非常に重要ではないかと思えます。

その中には、当然、市町村との連携もあります。市町村からも私は実際に自分で行って聞いているのです。きょうも朝、中危機管理監もおっしゃっていましたがけれども、警報があちらこちらで出ている中であって、ただ電話が1本来るだけという程度では、市町村との情報の連携の仕方にも大きな問題があるのではないかと感じております。特に、砂防でも今もきっちり、加藤県土マネジメント部次長に、頑張ってくついでいただいているのですが、レッドゾーンとかイエローゾーンに関しても、情報をどれだけ提供していいのか、動いていいのか、動いたらだめなのか、これも以前どこかの災害での反省点がたくさんありました。そういったものもきっちりと整理していく必要があると思うのですが、いかがですか。

○中危機管理監 例に挙げられました鳥インフルエンザの対応につきましても、当然そこで封じ込めて、ほかへ移さないということは、農林部局が中心となって、県庁内の関係部局が連携しながらさせていただいている、その事象事象でいろいろな取り組みの中身が変わってまいります。

今、おっしゃった危機対応の基本的な考え方のマニュアルは、ある程度我々としても今後、こうしていくということをまとめることに努めていきたいと思っております。

それと、もう1点、例えば気象情報といったものは、初度委員会するときにもごらんいただいた災害情報の通信ネットワークを通じて、市町村から漏れなく送り届けていただけるというところで、情報の集約にも努めさせていただいて、必要な情報提供もさせていただくという取り組みをしております。それを習熟しながら、円滑に進められるように、今後とも努めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○川田委員 ちょっと観点が違うのです。今は消防でも、全部携帯で写して、携帯で見ますから、それはあまり強調し過ぎると、おかしいのではないかなと思います。

はっきりしていただきたいのは、どこまでの危機管理対応をするのかというものをまず決定していく必要があるのではないのでしょうか。漠然とこういう計画をつくったのですというのではなくて、当然それによってかかるコストも変わってきますし、その試算に早く入っていく必要があるのではないですか。今よく言われていますけれども、行政の仕事について、学術学会等で、よく話が出て議論になりますけれども、やっぱり言われるのが行政コストに関して、民間だったら利益がなかったら会社が回らないので、最適化を目指してるわけです。ベルトコンベヤーのスピードの速さも何秒でやったらいいのかというところまでやっています。ところが、行政の考え方は、期間とか利益という概念がありませんから、本来民間だったら1日でやる仕事を、5日も1週間もかかってしまうところが、災害の行政コストがここまでかかってしまっている原因と言えるだろうと、示唆できるだろうということで、細かい分析をもっとやっていけば、もっと明らかなのも今後出てくると思うのですが、まずそういった観点も含みながら、入れていかなければいけないのではないですか。

今後、人口減少ということもありますから、奈良県に入ってくる交付税等も減ってくるわけです。臨時財政対策債頼みで今は、回していますけれども、臨時財政対策債もことしも去年も減らされ、財務省あたりは、もう切ろうということをやっているわけではないですか。だから、行政コストを考える上で、この計画に関してであつても総合的なものをつくるということの方針として置いた場合には、それに対してどれだけのコストをかけて、どこまでの危機管理対応をやるのかということ、まず最初に明確にしていく必要があると思う。それから行動にかかると。これがPDCAサイクルの一つの流れではないか。その辺についての観点を、きょうはもうお答えは無理だと思いますので、次回までに、その

あたりのご見解もお聞かせ願いたいと思います。きょうは以上で終わります。

○小林委員長 他にございませんか。

○猪奥副委員長 すみません、1点だけお願いします。

先ほど、川田委員からお話もありましたとおり、行政というものはなかなか時間がかかってしまって、時間に対する意識が低いという観点で、お問い合わせをしたいのですけれども、昨年9月に外国人専用の福祉避難所を猿沢インに設置すべきと知事にご提案をさせていただきまして、今まで全国的に事例はなかったけれども、熊本の地震では外国人の方の避難に対して大きな課題があったという事例を紹介しながら、質問させていただきました。

知事は全国的には設置はないけれども、ぜひとも設置したい旨のご答弁をいただいたのですけれども、1年たちましたが、猿沢インで外国人避難所が設置されたというご報告はありませんでしたし、もしかしてご報告はいただいているけれども、設置していただいたのかと調べてみると、それもどうやらないようです。

ご担当は、こちらの防災のご担当から、猿沢インを所管しておられる観光局で、奈良市とお話しいただいていると聞いておりますけれども、まず、現状について教えていただきたいと思います。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 今、猪奥副委員長からお話がありましたように、猿沢インを所管していますのはならの観光力向上課です。まず、外国人避難所といいますのは福祉避難所の一部になりまして、市町村が管轄することになります。猿沢インは、奈良市にありますので、奈良市と協定を結ぶことで対応しようと考えているようでありまして、9月下旬から10月上旬には締結が完成して、猿沢インを外国人避難所として運営できると聞いております。以上です。

○猪奥副委員長 ありがとうございます。今月中か来月にはということですがけれども、たった一つの協定を結ぶのに1年もかかるというのは、私は考えにくいことだと思うのです。

当然ですが、災害はいつ起こるかわかりませんし、協定を結んでからも、周知をしたりとか、十分な周知がないと適切な運用には至りませんので、まず一刻も早く協定を結んでいただけるように、こちら防災担当からも、観光局にしっかりお働きかけをいたさんとともに、今後の周知のあり方ですとか、適切な備蓄の物品なども観光局が所管だからといって観光局にお任せすることなく、奈良市と、また外国人をご担当されている民間の事業者ともしっかり連携をとって進めていただきたいと思います。今後の進め方に関して防

災の取り組むスタンスについて、教えていただきたいと思います。

○辻知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 周知ですけれども、猿沢インの立地条件からしまして、この近くの例えば大仏殿などに来られる外国人の方が対象になるのかと思いますので、奈良市と連携して、この近くの特に外国人の多い場所で周知してもらうように、観光局にも働きかけたいと思っております。防災担当でできる範囲につきましては、防災担当でも周知していこうと思っております。

また、備蓄につきましては、一般的な備蓄品を奈良市も考えてくれる部分があると思っておりますけれども、特に外国人避難所に必要なものにつきましては、観光局と連携しながら用意したいと考えております。

あと、民間事業者とも連携して取り組みたいと考えております。以上です。

○猪奥副委員長 ありがとうございます。

○奥山委員 この県土強靱化対策特別委員会が、設置されて、建設委員会と重複することばかりになるかと思ひ、非常に話しづらいのですけれども、今回提案をされている大和川流域についての条例について、多分建設委員会で聞かれる方もあるので、大変申しわけないのですけれども、たまたまきょう朝5時過ぎから、1時間100ミリから120ミリの大雨が降りました。私は、昭和57年の大和川豪雨の経験をしております。そのときに、奈良県で、ちょうどきょうは井岡委員がおられますけれども、磯城郡の田原本町、川西町あたりが最終的には一番低いところで、大和川が氾濫したら磯城郡が一番大変だということも含めて、いろいろこの大和川流域の対策をしなければいけないということで、かなり条例も制定してやっていただいております。いつも言われるのは亀ノ瀬です。亀ノ瀬が県でどこまで手をつけられるという話でもないのも重々わかりながら、大和川流域の条例は、今度は土地を利用して貯水池なり、浸水貯留できる場所をこれからつくりましょうという、総合対策のプラスの条例だと思うのです。これは、亀ノ瀬が万が一大和川をせきとめた場合でも、今の条例制定とこれからの計画でほぼ、完全だとは言えないと思うのですけれども、磯城郡の人も含めて、安心できるのかという心配があるのですけれども、その辺の亀ノ瀬の動きも含めた中で、今度の条例を制定していただいたら、各市町村の努力や協力ももらわなければいけないのですけれども、大和川の流域について、どのようになるのかを少し説明していただければ、ありがたいと思います。

○入口河川課長 今回、9月議会に上程を予定しております大和川の総合治水の推進に関する条例に関しまして、国の予定している直轄事業である遊水池の今の状況等のご質問で

ございます。

まず、国の直轄事業で計画しておられます遊水地の状況でございますけれども、河川管理者は河川法に基づきまして、河川整備計画をつくりまして、それに基づいて整備を進める仕組みでございます。国の直轄の区間に関しましては、平成25年11月に大和川水系河川整備計画を策定されておられまして、そこに、国土交通省が直轄で管理される大和川の奈良県域の中上流域に、約100万トンの洪水調節施設として遊水地を位置づけられておられます。

これに基づいて、計画どおり整備されましたら、100万トンというのは、今の目標の貯水量だとお考えいただければいいのですけれども、今の、国の整備計画は、昭和57年8月の奥山委員が述べられました大和川大洪水の被害を、その遊水地をもってかなり軽減することが可能だと聞いております。

一方、昭和57年の災害を契機に、流域では、国と県と市町村が一緒になって、流域整備計画をつくりまして、総合治水を進めてまいりました。その中で、ためる対策、それから流す対策を位置づけておりますけれども、今述べました遊水地というのは、流す対策のハード施設でございます。

今回の条例では、流域全体で事業者、それから自治体、県、市町村が一緒になってためる対策を強化しようということを目的とした条例でございます。

ためる対策の強化、それから流す対策についても、この国の直轄の遊水地を代表としまして、しっかりと計画に基づいて県と国が進めることで、奈良県域の大和川流域に関する治水の安全度というのは、相当に向上できるものと考えているところでございます。以上でございます。

○奥山委員 確かに亀ノ瀬を考えて、あそこでせきとめられたらという想定をしていたら、どれだけの計画をしなければいけないというのも、私も素人ながら想像はできますけれども、昭和57年の、そしてまたきょうのような、奈良県全体で雨が降った場合に、大和川が浸水して逆流して大変な被害が起きるということを、今の説明で、ある程度、一步一步努力していただいていると、亀ノ瀬については、基本的には、もう天下の一大事になる、そこまで今考えられるかどうかというのは、きょうは置いておきますけれども、この条例についてまた一步、100万トンと私は踏み込んでくれたと。

災害の話でお話するとき、大和川の亀ノ瀬について一般県民でも結構言う人が多いのです。もうそれは言わないでと言いながら、少し県、国や市町村が今対応しているとい

う説明はしているのですけれども、こうして数字も聞かせていただいて、きょうのように100ミリ、120ミリと奈良県全域で雨が降ったら、大変なことになるというのは、誰もがわかってることなので、しっかりとこの条例について、各自治体の協力、企業の協力も得ながら行っていただくことをお願いして、終わります。

○小林委員長 それでは、他にございませんか。

なければ、これをもちまして質問を終わります。

それでは、理事者の方はご退室願います。ご苦労さまでした。

委員の方はしばらくお残り願います。

(理事者退席)

それでは、本日の委員会を受けまして委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言をお願いします。なお、委員間討議につきましては、当委員会の所管事項であります奈良県国土強靱化地域計画、地域防災計画の推進、治水対策、土砂災害対策等の推進について、今後特に議論を深めるべき課題や論点について、ご協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

先日行いました調査の結果概要などを取りまとめたものを配付させていただきましたので、ごらん願います。

調査は、平成29年8月9日に実施いたしました。調査先としては、まず、災害対策本部室に赴き、奈良県防災行政推進ネットワークについて調査を行いました。調査の概要としましては、奈良県防災行政通信ネットワークは、県民に災害情報を迅速に提供すること、市町村に防災関係機関等の情報共有、災害対策本部へ現場情報を含む必要な情報提供をすることを目的として運用されています。Lアラートの活用により、県民に対して迅速な情報提供が可能となり、大容量光ケーブルの有線系回線と地震に強い衛星系無線回線により、災害に強い回線構成となっています。

次に、天理市菅原町の平成12年度治山事業地に赴き、調査を行いました。奈良県の治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から、県民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活の保全・形成等を図る重要な県土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るために、災害に強い県土づくりに重点をおいて実施されています。

今回調査しました平成12年度治山事業地については、平成11年度の災害により、生

活の道路が遮断されており、住民生活への影響も大きいため、事業実施されています。

17年が経過した現在でも、雑木が繁茂し、山に戻っている状況です。

最後に、天理市山田町の山田B沢通常砂防事業箇所へ赴き、調査を行いました。

当箇所は、天理市が指定した避難所に隣接しており、土石流が発生した際には多大な被害が想定されるため、対策工事が行われております。現在は掘削作業中ですが、今年度中に工事は終了する予定となっております。以上、調査の結果報告といたします。

それでは、これらの調査結果を含めまして、今後当委員会で取り組むべき方向、また、特に議論を深めるべき課題や論点等につきまして、ご意見をいただきたいと思いますが、ご意見ございませんでしょうか。

○川田委員 こういうミクロ的なものは、数え切れないほどありますので、それをこの委員会の中で全てを網羅することは不可能だと思います。

ところが、いつも思うのですけれども、リスク管理対策はどここの地方公共団体でもやっているのですけれども、マクロ的な観点が全くないということで、最終的には、この奈良県においてのリスク管理、その中に防災があつたり、県土強靱化があつたりするわけで、この委員会によって、策定する方向性が、できれば一番いいわけですが、そのマクロ的な危機管理を現実的にやっていくことが必要であろうと思います。

私も、防災に関しては、ずっと勉強してきた分野ですので、そこの肝心かなめのところが抜けていましたら、大学の教授とかもよくおっしゃいますけれども、何を言っているかわからないという範疇に入ってくる可能性もあります。だから、メインからずれずに、ミクロのこういうものも必要ではないのか、足りないのではないのかという、議論でなければ、この委員会を設置した目的は達せないのではないかと思います。

それと、もう1点、山田B沢につきまして、これはミクロ的な話ですが、前回視察に行きまして、あそこも基礎調査を、結局やっていなかったのです。基礎調査をやっていないのにもかかわらず、危険だという理由等で砂防施設をつくっているということで、その優先順位をどうしていくのだということも求めました。砂防施設をつくったので、レッドゾーンが出てくることはまずないと思いますが、今後基礎調査をやられるというご回答でありましたので、その基礎調査の工程表を、この委員会にご提出を願いたいと、お願いを申し上げます。

○小林委員長 他にございませんか。

今、川田委員から、マクロ的な対策という話が出ました。そういう点も議論を進めたい

と思いますけれども、まず、今回、奈良県国土強靱化地域計画や地域防災計画の推進といった今、県が出しています計画の報告をしていただく機会も考えたかどうかと思っているのですけれども、その辺についてはいかがでしょう。

○川田委員 小林委員長がおっしゃいましたとおり、計画の報告等は非常に重要だと思います。あくまでも大きな幹がマクロであって、その枝葉になってきますので、委員長がおっしゃったとおり、報告はどんどんいただければいいのではないかと考えております。

○小林委員長 ほかに。

○梶川委員 けさのテレビを見ていたら時間雨量、100ミリか120ミリ降っているわけです。それが、例えば1時間降ったら、何万トンになるのか。今は100万トンの貯留池をつくる計画をしている。前にもこれについて質問した際に、知事がさらっと、昭和57年の水害に対応できるぐらいの量ですとだけ言いましたが、そんなに甘くないと思います。それは、聞いたらよかったと言われれば、それまでですが、例えば、大体何万トンの雨が降ったら、どう対応できるのかということ、何かわかりやすく聞かせてほしいと思います。

○小林委員長 そういうことも、報告が欲しいということですか。

○梶川委員 きょうそういうものがありました。どのように考えたら雨の量が理解できるのか。

○猪奥副委員長 梶川委員がおっしゃられたのは、データを直接教えてほしいというより、このデータは、こういうことをあらわしてるんだというような基礎的な知識を共有できるような場があればとおっしゃられたのだと理解したのですけれども、違いますか。例えば勉強会ですとか、そういったことをおっしゃられたのなら、私も確かに基礎的な情報を共有することは非常に大切だと思うので、ぜひ勉強会も一度開催できるものなら開催していただきたいと思います。

○梶川委員 きょうは、一応地すべりはとまったのです。つまり、我々素人の認識は、とまったのなら今度は、雨も多分いけるのかと思ったら、掘削したらまた岩がずり落ちてくるから、それはできないとなった。そのかわり、本当なら、下流の、大阪側から河川改修をしておかなければいけないのだけれども、大和川で河川を、掘削しなければならない、そうなったらまた岩がずり落ちてくるから、もう河川は大阪側がさわれないという結論がでた。それなら大和川でそれをつくってもらおうというのは国土交通省の方針です。昭和57年クラスの水害があった場合に、本当に対応できるのだろうかというところがまだ晴

れていないと思う。

○**奥山委員** ただ、100万トンといっても、各市町村によってもものすごい温度差があるわけです。特に、王寺町や安堵町や斑鳩町などは、あのときのことがあるので、割と進む計画だけれども、うちはもう金がないから、そんなことはとても、今は手をつけられないということで、結果的には、その100万トンがいつのみ込めるかというのは、責務はあるけれども、罰則も何もないわけです。この辺がこの条例の難しいところだと思います。確かに、その100万トンがどれだけかという、それこそテレビの得意な東京ドーム何百杯みたいな説明だけでは、各市町村がどれだけ必要性を負っているかで、特に上流と下流で思いが違うわけです。上流は割と、失礼だけれども、今それどころではないと、そちらには手をつけられないと。でも、水は上流から来る。こういう条例を制定しても、年度年度できちっと割合を言って設置させるぐらいのことがなかったら、無理だと思います。

○**井岡委員** 大和川のこともございますし、砂防堰堤とか、地すべり対策工事とかいろいろございますが、結局は市町村においても県においても、国の補助事業を優先的に今までやってきたので、優先順位が、道路でいえばBバイCが、果たしてされていたのかという疑問があります。そういう大きな観点から、例えば、上流のそういうものがどこまで必要なのかや、大和川水系であれば、言っている遊水地も必要ですけれども、市町村がみずからしようと思うと、国、県の補助事業か何かでメニューを与えていただきたらと思います。例えば東京でやっていますけれども、貯留施設の管とかね、そういうものが、まだ国の補助事業ではあまり拡充されていない、県もされてないということで、これから下水道の公共工事が減っていく中で、そちらにシフトしていかなければいけないなど、これは質問で11月に言おうと思っていたのですが、そういう大きなくくりで、県土マネジメント部は補助事業ありきで今までから進めているケースがあるので、治山事業とか山田B沢事業、地すべり対策でも、10軒住んでいたら何億の工事を行えるとか、この砂防施設もそうですけれども、BバイCも検証をしていかなければならないのではないか、もっと大和川水系にお金をかけるべきではないのかということも議論に入れていただきたらと思います。以上です。

○**小林委員長** たくさん、議論を進める課題が、今出されまして、マクロ的な対策のこと、それから、山田B沢については資料を求めてほしいということですか。

○**川田委員** 基礎調査の工程表をお願いします。

○**小林委員長** 工程表は、委員会として求めてほしいことですか。

○川田委員 はい。

○小林委員長 それから、勉強会のようなことをしたらどうかということと、補助事業で今までやられたものを、それがどうであって、これを大和川にもっとかけてほしいという意見がありましたけれども、そういう課題などが出てきました。資料については委員会として求めるということで、あと委員会として勉強会はどうですか。外部から講師を呼んでというご意見も出ていますのですけれども、その辺がお金の問題もあって、どこまでできるかということですが・・・。

○川田委員 奈良県議会基本条例の中には、有識者とかを呼んで意見を聞くということを積極的に使えとなっているわけです。

○奥山委員 委員長、副委員長に任せます。

○小林委員長 はい。

○井岡委員 議会費、たくさんある。

(「あるある」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 案が、出ましたので、今、皆様から出たご意見を、この委員会で議論を進めていけたらと思っております。

その他、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまのご意見を踏まえて、その方向で協議を進めていきたいと思えます。

ほかご意見ないようですので、委員間討議を終了いたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。どうもありがとうございました。